

環境福祉委員会委員長報告書

令和2年9月定例会

環境福祉委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑、検討の結果、議案第1号のうち本委員会所管分、並びに議案第6号の議案2件については、全員異議なく、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、その主なものについて申し上げます。

まず、健康福祉部関係では、

新型コロナウィルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた体制の拡充について、

地域の身近な医療機関における診療・検査体制の整備や発熱患者をスムーズな受診につなげるための相談体制の強化、社会経済活動の本格化に向けた希望者への検査体制の構築にどのように取り組むのか。

との質問に対し、

地域の身近な医療機関での診療・検査体制について、県医師会・都市医師会に対し、10月中の体制整備に向け、より多くの医療機関からの協力が得られるよう県の方針を説明し、一定の理解を得た。今後ブロック会議を開催し、地域の実態に応じた診療・検査体制の構築に向けて、具体的な協議を進めていく。

また「帰国者・接触者相談センター」を「受診相談センター」に改編し、発熱患者を診療・検査が可能な最寄りの医療機関に案内できるようにするなど、地域でのスムーズな受診につなげるための相談体制の整備に取り組む。

さらに、本人等の希望に応じた検査実施については、予防保健協会や山口大学において試行や検討がされており、今後、企業へのPRや関係団体への情報提供等に努める。

こうした取組により、季節性インフルエンザの流行期にも対応できるよう、万全の医療・検査体制を整備してまいります。

との答弁がありました。

次に、コロナとの共存社会における少子化対策について、

喫緊の課題である少子化対策において、コロナの長期化を見据え、結婚や妊娠・出産の希望を叶える環境づくりに、どのように取り組むのか。

また、子育てを取り巻く環境は、コロナの影響により複雑化しているが、安心して子育てできる環境づくりに向け、どのように取り組むのか。

との質問に対し、

結婚応援センターに来所せず、スマホによりサービスを利用可能とするシステムの改修や、妊娠等に対する専用相談窓口の設置、希望する妊婦へのPCR検査の実施等により、コロナ禍においても、結婚のための出会いの機会の確保や、妊娠・出産に対する不安の解消に向けた取組を確実に進める。

また、子供の遊びや学びの場である山口県児童センターへの感染症対策として、抗菌仕様の遊具、除菌設備等を設置するとともに、身近な相談の場である地域子育て支援拠点等に対し、衛生資機材等の整備に対する支援を進め、安心して子育てができる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

との答弁がありました。

このほか、新型コロナウイルスに関連して

- 新型コロナウイルス感染症対策本部員会議の開催について
- 保健所等の体制強化について
- 地域外来・検査センターの設置・運営について
- 医療従事者へのPCR検査について
- 米軍基地内の軍人等のPCR検査について
- 工場の定期修理に係る感染防止対策について
- 医療機関への支援について
- 高齢者施設や障害者施設への支援について
- 季節性インフルエンザの予防について
- 適正受診の普及啓発等について

- 自殺対策について
- 結婚応縁センターの活動について
などの発言や要望がありました。

このほか、

- 環境保健センターの環境整備について
- ひきこもりの支援について
- アルコール健康障害対策推進計画の改定について
- やまぐち高齢者プランの取組状況について
- 障害児の遊び場の確保について
- 障害者福祉計画の改定について
- 結婚新生活支援事業について
- 里親委託の現状について
などの発言や要望がありました。

次に、環境生活部関係では、

犯罪被害者等の支援について、

「犯罪被害者等支援条例」を制定することとした経緯を伺う。また、この条例を実効性のあるものにしていくため、今後、どのように取り組むのか。

との質問に対し、

被害者等が、周囲の配慮に欠けた言動等により受ける「二次的被害」に苦しめられている実態も踏まえ、昨年、支援団体から支援体制の強化に向けた要望があった。県としては、社会全体で被害者等を支えていくため、条例制定を含めた実効性のある対策の検討が必要と判断し、検討会を設置し、議論した結果、条例の制定が必要との結論に至った。

今後とも、支援団体等を通じた被害者の声や、各分野の専門家で構成する検討会での意見等を踏まえながら、条例に定める基本的施策に沿った実効性のある支援策を検討してまいる。

との答弁がありました。

次に、海岸漂着物対策について、

本県の海洋ごみ対策として、これまでどのような取組を行ってきたのか。また、今後、「海岸漂着物対策推進地域計画」の改定を踏まえ、どのように取り組むのか。

との質問に対し、

海洋ごみ対策は、回収処理と発生抑制の両面から取り組んできた。回収処理対策は、国の補助金を活用して市町が行う回収処理を支援し、発生抑制対策は、実態調査による現状把握や「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」等による意識啓発と実践活動の促進を図ってきた。

計画改定後は、これまでの取組に加え、対策が遅れている海底ごみの回収について、新たに市町等が漁業者と連携・協力して行う仕組みづくりを支援していく。

また、発生抑制について、河川の沿岸から内陸までの流域圏に関係する多様な主体が連携した対策を検討してまいる。

との答弁がありました。

このほか、

- 県民活動団体の支援について
- 政策評価の進捗状況について
- 女性活躍促進と男性の家事・育児参画について
- DV対応と児童虐待対応の連携について
- 男女共同参画基本計画の改定について
- 地球温暖化対策実行計画の改定について
- 再生可能エネルギー推進指針について
- 大規模発電施設の環境アセスメントについて
- フードバンクの取組について
- 循環型社会形成推進基本計画の改定について
- 鳥獣被害対策について
- ビジターセンターの指定管理について

などの発言や要望がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

商工観光委員会委員長報告書

令和2年9月定例会

商工観光委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑、検討の結果、議案第1号のうち本委員会所管分については、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、その主なものについて申し上げます。

まず、商工労働部関係では、
ものづくり企業の成長支援について、
ポストコロナ時代を見据えた経済の発展に向けては、本県経済を牽引するものづくり企業の成長支援が重要と考えるが、今後どう取り組むのか。
との質問に対し、

ものづくり企業の活性化に向けて、製造業を対象に、新商品・新サービスや試作品の開発など、新たな販路確保に向けた事業展開を支援する補助制度を創設し、製造業の反転攻勢を促すとともに、次世代産業の育成に向けて、研究開発の初期段階から支援する補助制度を創設し、企業の成長の源泉となる研究開発ニーズにきめ細かく対応していく。

さらには、県産業技術センターの3Dプリンターの活用等により、県内中小企業におけるデジタル技術の積極的な活用を推進していく。

こうした、県内ものづくり企業の成長を促す取組を通じて、本県経済の活性化、活力創出につなげていく。

との答弁がありました。

これに関連して、

- 産業技術センターの業務の実績に関する評価結果について
などの発言や要望がありました。

次に、コロナ禍における就職支援について、
新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職支援にどう取り組んで
いるのか。

また、コロナ禍で変わりつつある就職・採用活動の実態を踏まえて、学
生等の就職支援に、今後どう取り組むのか。

との質問に対し、

離職者に対しては、山口しごとセンターによるキャリアカウンセリング
や、高等産業技術学校等による資格・技術習得支援を実施しており、今後
はさらに、建設業等、人手不足の業種に正規雇用された方に支援金を支給
するなど、再就職の支援に向けた取組を進めていく。

また、学生等の就職支援においては、工場や事業所等の現場をライブ配
信する実体験に近い企業見学ツアーや、オンラインインターンシップの導
入に向けたセミナーを開催し、県内企業の情報発信力の一層の強化に取り
組み、対面とウェブを適切に組み合わせた効果的な就職・採用活動の実施
に向けて支援を行っていく。

との答弁がありました。

これに関連して、

- 新型コロナウイルスの影響による解雇、雇い止めの現状について
などの発言や要望がありました。

このほか、商工業振興関連では、

- 中小企業におけるデジタルトランスフォーメーションの取組の推進に
ついて
- 東部地域産業振興支援機能の構築に係る基本構想の見直しについて
- 國際総合センターの感染防止対策について
- 中小企業の海外展開支援について
- コロナ禍における企業誘致の推進について
- I T 関連企業やサテライトオフィスの誘致について
- 県内景況に対する認識について
- 県内企業の倒産、休廃業の状況について
- アベノミクスの県内経済への波及効果に係る県の認識について

- 中小企業における事業承継の促進について
- 新型コロナウイルス感染症対応資金の活用促進について
- 中小企業再始動支援事業の取組状況について
- 新型コロナウイルス関連支援制度の周知について

雇用・人材育成関連では、

- 「働き方の新しいスタイル」の定着・促進について
- リモートワーク推進に向けた取組状況について

電力関連では、

- 非効率な石炭火力発電所の休廃止に係る本県の対応について
- 中国電力への要請について
- 中国電力の原子炉設置許可申請の審査状況について

労働委員会関連では、

- 労使間の紛争に係るあっせん事件受理前の相談対応について
 - 外国人労働者への対応について
- などの発言や要望がありました。

次に、観光スポーツ文化部関係では、

宿泊者数の増加に向けた取組について、

昨年の延べ宿泊者数は、前年に比べ減少し、「やまぐち維新プラン」の目標値も大きく下回っているが、これをどのように受け止めているか。

また、今後、コロナの時代にも対応しつつ、維新プランの成果指標の達成に向けて、どのように取り組むのか。

との質問に対し、

昨年の延べ宿泊者数については、大規模イベントがなかったことや、ビジネスなど観光目的以外の宿泊者数の減少等により前年を大きく下回った。

今後は、民間事業者による魅力ある体験型コンテンツの造成などの観光資源の開発や、「新しい生活様式」に対応した安心して宿泊できる受入環境の整備等に向けた取組への支援により、魅力ある観光地域づくりをさらに進め、安定的な誘客の実現に取り組んでいく。

との答弁がありました。

次に、やまぐちDMOのこれまでの成果と今後の取組について、

今年度、創設5年の節目を迎える、やまぐちDMOについて、本県観光における創設の効果は、どのようなものであったか。

また、やまぐちDMOが新たに取り組む「観光産業イノベーション創出促進事業」は、どのように進めていくのか。

との質問に対し、

やまぐちDMOの創設以降、そのマーケティング力を活用し、観光目的として人気が高い「絶景」、「温泉」、「グルメ」等をテーマとした戦略的なプロモーションを展開してきたほか、興味・満足度が低い「体験」の強化に取り組むことにより、魅力ある観光地域づくりが着実に進んでいる。

「観光産業イノベーション創出促進事業」では、本県への観光客の移動・周遊データを収集・分析し、コロナの時代における観光ニーズの変化等の課題解決に資する、民間主導による新たな観光資源の開発等の先駆的な取組を支援することにより、本県観光産業の強化につながるモデル事例を創出していく。

との答弁がありました。

次に、観光振興関連では、

- プレミアム宿泊券・フェリー券の利用実績等について
- おいでませ山口館の利用状況と今後の取組について
- 伝統的工芸品に係る支援について
- コロナ禍におけるインバウンド対応について
- Go To Travel事業における地域共通クーポンの利用対象地域について

このほか、

- 新たな地域交通モデル形成推進事業の実施状況について
- 路線バス情報オープンデータ化推進事業の事業展開について
- 厚狭駅のバリアフリー化について
- コロナ禍における国際交流事業の実績と今後の取組等について

- 地域日本語教育の推進について
 - 県内の外国人住民の状況について
 - アウトドアスポーツ推進事業について
 - キャンプ地誘致の現状と今後の見込みについて
 - 文化芸術関連事業に係る新型コロナウイルスの影響等について
 - 県史編さん事業について
- などの発言や要望がありました。

終わりに、本委員会に付託された意見書案第1号「石灰石等鉱物掘採事業用燃油に係る軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書」については、採決の結果、全員異議なく「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

農林水産委員会委員長報告書

令和2年9月定例会

農林水産委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑、検討の結果、議案第1号、第2号及び第7号のうち本委員会所管分、並びに議案第4号及び第8号の議案5件については、全員異議なく、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、その主なものについて申し上げます。

まず、県産農林水産物の需要回復・拡大について、
新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、依然として生産者は
厳しい経営環境に置かれていることから、引き続き、需要拡大を図る必要
があるが、補正予算に計上されている第2弾の地産・地消キャンペーンに
どのように取り組むのか。

との質問に対し、

消費者がより購入しやすくなるよう、対象商品の要件緩和など、店舗の
要望を踏まえた柔軟な見直し等により、参加店舗数の増大を図るとともに、
単価の下落が続く高級魚を新たに対象品目に加え、割引販売による重点的
な売込みを実施することとしている。

あわせて、県民の皆様へ幅広く周知を図るため、新たに駅や空港のデジ
タルサイネージを活用するほか、SNSでの情報発信を強化するなど、取
組を効果的にPRしてまいりたい。

との答弁がありました。

次に、県産農林水産物の販売促進におけるデジタル化の推進について、
「コロナの時代」にあっては、県産農林水産物についても、非対面での
販売促進を進めていかなければならないと考えるが、地産・地消対策や販
路開拓等のデジタル化にどのように取り組むのか。

との質問に対し、

感染リスクを抑えながら幅広く県産農林水産物の購入を促すため、県内約150の販売協力店等にデジタルサイネージを設置し、時間帯や地域等によってコンテンツを切り替えるなど、購買層の属性等に応じた情報を効果的に配信することとしている。

また、大都市圏のバイヤーとオンラインで商談できるシステムを本県独自に構築するとともに、次世代型自動販売機を活用し、消費者のアクセス状況等のデータを蓄積・分析する実証実験に取り組むなど、非対面による商品開発や販路拡大手法を導入した新たな6次産業化を展開していく。

との答弁がありました。

次に、スマート農業の推進について、

コロナ禍においては、農業も他の産業と同様に、経営の在り方が大きく変わっていくと考えるが、「コロナの時代に対応した農業経営」を進めるため、どのように取り組むのか。

との質問に対し、

感染症防止対策を徹底することで生じる人手不足等への対応を示した「コロナ対応経営強化プラン」の作成に向け、専門家派遣や研修等の支援を行うほか、これまでの現地実証の成果を活用し、プランの実践に必要なスマート農機の導入を支援することで、農業分野のデジタル化を推進することとしている。

危機から生まれた変化を成長へつなげるため、デジタル技術を最大限活用するとともに、「新しい生活様式」を実践しながら、少人数での作業が可能な農業経営ができるよう支援してまいりたい。

との答弁がありました。

このほか、農業関係では、

- 「農林業の知と技の拠点」の施設整備の状況について
- 鮫肉やジビエの普及に向けた取組について
- 「みんなでたべちゃろ！キャンペーン」の改善点について
- 次世代型自動販売機を活用したテストマーケティング実証について

- 県産農林水産物の販売サイトへのアクセス向上について
- トピイロウンカの発生状況と対策について
- 農業機械の更新費用の低減に向けた取組について
- 集落営農法人における新規就農者の給与体系について
- 太陽光発電施設の増加に伴う農地転用について
- ため池の安全対策について
- 獣医療の提供体制の整備について

林業関係では、

- 森林バイオマス等県産木材の供給力強化について
- 森林資源の循環利用の促進に向けた早生樹造林について
- 山口市下小鶴における林地開発許可について
- 林地開発の事業区域における土地所有者について

水産業関係では、

- 漁業法等の改正に伴う県規則等の改正について
 - 潜水器密漁等への対応について
 - 周南市、下松市近海域における赤潮発生について
 - 養殖共済の補償対象について
 - 下関漁港における無許可係留船の撤去について
- などの発言や要望がありました。

終わりに、本委員会に付託された意見書案第2号「農林漁業用燃油に係る軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書」については、採決の結果、全員異議なく、「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

土木建築委員会委員長報告書

令和2年9月定例会

土木建築委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑、検討の結果、議案第1号から第3号まで及び第7号のうち本委員会所管分、並びに議案第9号の議案5件については、全員異議なく、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、その主なものについて申し上げます。

まず、土木建築部関係では、

防災・減災、国土強靭化について

県は、これまで、国の3か年緊急対策を活用しながら事業を進めてきたが、具体的にどのような取組を進めてきたのか。また、防災・減災対策を一層進めていくため、国への要望も含め、今後どのように取り組んでいくのか。

との質問に対し、

県では、これまで、3か年緊急対策の予算も活用しながら、大規模な自然災害に備えた道路防災や土砂災害対策、河川改修などを集中的に進めてきた。

具体的には、道路防災として、17か所の法面対策や3か所の無電柱化、4か所の橋梁の耐震化など緊急輸送道路等の事業進捗の前倒しを図っている。土砂災害対策では、31か所の砂防堰堤の整備を重点的に進めており、今年度予算では、8基の本堤が完成する予定である。河川改修では、44か所で河川内の立木伐採・土砂掘削などの対策を実施し、33か所で対策が完了した。

この3か年緊急対策は、事業効果の早期発現に極めて有効であることから緊急対策終了後においても、特別枠による予算の確保や対象事業の拡大が図られるよう、あらゆる機会を通じて国に強く要望していく。

県としては、引き続き、必要な予算を可能な限り確保した上で、防災・

減災対策を積極的に進めてまいります。

との答弁がありました。

これに関連して、

○ 公共インフラの老朽化対策について

○ 下関北九州道路について

などの発言や要望がありました。

次に、9月補正予算について

本年も一昨年と同様に県東部を中心に災害が発生しているが、災害発生箇所の分布はどのような状況か。また、早期復旧を図るために円滑な工事発注等の対応が必要だが、今後どのように進めていくのか。

との質問に対し、

令和2年7月豪雨では、主に岩国及び柳井の土木建築事務所管内で災害が発生しており、県管理の公共土木施設の被害状況は、県全体の約7割に当たる99か所、約35億円となっている。

災害復旧の進め方については、幹線道路などで特に緊急を要する箇所においては、すでに工事契約を締結し、復旧工事を進めている。

円滑な工事発注については、特に被害の大きかった岩国及び柳井土木建築事務所管内において、入札・契約手続きの期間短縮を図るため、指名競争入札方式の適用範囲の拡大や、受注者が作成する資料が少ない、簡易タイプの総合評価方式の適用範囲の拡大を行うこととしている。このほか、受注者側の技術者等の不足が懸念されることから現場代理人が兼務できる工事件数の上限の緩和や同一地区内での複数の工事をまとめた発注も可能とすることとしている。

との答弁がありました。

これに関連して、

○ 防災・減災対策への影響について

○ 建設工事リモート管理推進事業について

などの発言や要望がありました。

このほか

○ 土砂災害対策について

- 平瀬ダム建設事業計画について
 - 河川改修について
 - ブロック塀の安全対策について
 - 無電柱化対策について
 - 一般国道490号道路改良工事の請負契約の一部変更について
 - 社会変革への対応について
 - 治水対策について
 - 古川跨線橋の通行止めについて
 - ダムの事前放流等について
 - 新型コロナウイルス感染症の影響下における国への要望活動について
 - 新型コロナウイルス感染症の建設業者への影響について
 - 政策評価等への土木建築部の取組について
 - 産業・交流基盤としての道路整備について
 - 一般海域の利用に関する条例に基づく占有許可に係る審査基準の改正について
- などの発言や要望がありました。

次に、企業局関係では、

工業用水道施設の老朽化対策について

企業局では、今後どのような考え方に基づき工業用水道の老朽化対策に取り組むのか。

との質問に対し、

施設の老朽化が急速に進行する中、更新については、健全度と重要度に応じて更新時期を最適化するとともに、事業費の平準化を図ることにより、施設の健全性と安定経営を確保しながら、計画的・効率的な施設整備に取り組んでいく。

また、自然災害や事故等が発生した際にも工業用水を安定供給できるようバックアップ機能の強化にも努め、経営計画、施設整備10か年計画等に基づき、安定的な経営基盤を確保しつつ、工業用水の安定供給体制の強化に努めてまいる。

との答弁がありました。

これに関連して、

- 工業用水道施設の老朽化の状況について
発言がありました。

次に、自主節水に関する
島田川工業用水道の給水開始後の状況はどうか。
との質問に対し、

現在、ポンプ設備等の運用に関する技術力を高めるとともに、他水系との送水量の調整等により、細やかな監視制御等を行いながら配水を行うなど、島田川工業用水道の運用により、引き続き周南地域全体の水不足の緩和に努める。

との答弁がありました。

これに関連して

- 昨年度の菅野系工業用水の節水状況について
- 今年度の菅野ダムの水位の状況について
などの発言や要望がありました。

また、小水力発電開発促進支援事業に関して

- 支援事業の対象施設及び出力要件について
- 昨年度の技術支援事業の状況について
- 支援事業募集にあたり配慮している点について
などの発言や要望がありました。

このほか、

- 二級水系の治水協定・事前放流について
発言や要望がありました。

終わりに、本委員会に付託された意見書案第3号「防災・減災、国土強靭化対策の推進を求める意見書」については、採決の結果、全員異議なく「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

文教警察委員会委員長報告書

令和2年9月定例会

文教警察委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑、検討の結果、議案第5号については、賛成多数により、議案第1号のうち本委員会所管分、並びに議案第10号及び第11号の議案3件については、全員異議なく、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、その主なものについて申し上げます。

まず、教育関係では、

学校におけるICT環境整備について、

県立高校と私立高校それぞれのICT教育の環境づくりについて、しっかりと支援していく補正予算が組まれており、今後、ICTを活用した特色ある学校づくりや教育ができるようになると思われるが、県としてどのように考えているか。

との質問に対し、

県立高校については、ICT環境が整うことにより、例えば、地域課題の解決に向けた探究的な学習の充実や、海外の教育機関とのオンラインによる交流、個別最適化された学習課題の提示などの様々な取り組みができるようになり学力向上などが図られるものと考えている。県教委としては、ICT環境も活用しながら、引き続き、特色ある学校づくりや教育活動を推進していく。

また、私立高校については、今回の支援を通じ、各校が建学の精神や独自の教育理念に基づき、ICT機器等を効果的に活用した生徒それぞれの到達度に応じたきめ細かな学びの提供や、地域の方々との交流により課題の解決を目指す共同学習の実践など、特色ある教育や学校づくりに取り組まれることを期待している。

との答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について
感染による子どもたちや学校への心無い差別や偏見の防止が重要である。
文部科学大臣からは8月に差別・偏見の防止に向けたメッセージも発表された。こうした状況をどのように捉えているか。

また、子ども達への差別・偏見は起きていないか。
との質問に対し、

感染者等に対する偏見や差別は決してあってはならないと考えており、
このため、県教委では、5月の県立学校の再開に合わせ、県立学校及び市町教委に対して新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別、いじめの防止等の徹底を図るよう通知したところである。

また、文部科学大臣メッセージが出されたことを受け、県立学校及び市町教委に対して、メッセージの周知とともに取組の徹底を図るよう、改めて通知したところであり、各学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、適切に指導がなされているものと考えている。なお、偏見や差別などの事案の報告は受けていない。

との答弁がありました。

これに関連して、

- 学校のトイレの洋式化・蛇口の自動水栓化について
 - 修学旅行のキャンセル料について
 - 臨時休業の影響による授業の遅れ等への対応について
 - 学校行事の実施状況等について
- などの発言や要望がありました。

このほか、

- 県立高校再編整備計画について
- 教科書採択について
- 特別支援学校の教室不足について
- 県立博物館の特別展について
- 児童生徒1人1台端末の調達・導入サポート・更新について

- 山口県立大学のオンライン授業の取組状況について
- 山口県立大学の施設整備について
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 学力向上支援員、学校業務支援員の配置状況についてなどの発言や要望がありました。

次に、警察関係では、

地域の安全対策について、

全国に先駆けて高齢化が進む本県では、犯罪や事故から高齢者を守る方策として、地域警察官が実施する巡回連絡が特に有効であると考えるが、その現状はどうか。また、空き交番対策及び交番・駐在所勤務員不在時の来訪者対応はどうなっているのか。

との質問に対し、

高齢者世帯に対する巡回連絡については、本年8月末現在、約5万世帯に実施しているが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年の同時期と比べ約5千世帯減少している。

この巡回連絡では、うそ電話詐欺や悪質商法など高齢者を狙った犯罪に対する防犯意識の向上や高齢ドライバー・歩行者による交通事故防止について重点的に広報啓発活動を行っている。

高齢者世帯に対する巡回連絡は、地域の安全対策として有効な活動であるため、今後も新型コロナウイルス感染症対策をしっかり行った上で、関係部署が連携して実施していく。

また、空き交番対策については、現在、全ての交番に警察官OBなどの交番相談員を配置し、空き交番状態の解消に努めている。

交番勤務員が不在の時に来訪者があった場合の対応については、全ての交番の玄関外側に警察署直通のインターホンが設置されており、来訪者がこれを利用する等により、通報を受けた警察署が街頭活動に当たっている勤務員を交番に戻したり、パトカーを向かわせるなどして対応している。

との答弁がありました。

このほか、

- 警察犬の活動状況について
- 「秋の全国交通安全運動」の実施結果について
- 警察官に対する飲酒運転防止対策について
- 警察官採用募集の状況について
- 災害時における保存食等の備蓄状況について
- 交番・駐在所統廃合の進め方について
- 交通信号機非常用電源装置の設置状況について
- サイバーセキュリティについて
- 夜間における横断歩道の安全対策について
- 運転卒業証制度の内容について

などの発言や要望がありました。

終わりに、本委員会に付託された意見書案第4号「私学助成制度の充実強化に関する意見書」については、採決の結果、全員異議なく「可決すべきもの」と決定いたしました。*

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

総務企画委員会委員長報告書

令和2年9月定例会

総務企画委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑、検討の結果、議案第1号及び第3号のうち本委員会所管分の議案2件については、全員異議なく、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、その主なものについて申し上げます。

まず、米軍岩国基地について、

今回のF-35Bへの機種更新について、県はどのように対応するのか。との質問に対し、

今回の機種更新は、基地周辺住民の生活環境に大きな影響を与えるものではなく、また、全ての地元首長から理解する旨の見解も示されたことから、機種更新について理解するとしたところである。

この見解は、9月29日に発生した、米国での接触墜落事故により変わるものではないが、一方で、基地周辺地域では空母艦載機移駐に伴う騒音の増加や、近年発生した接触墜落事故などにより、住民の不安は高まっていると受け止めている。

今後とも、国に対しては、全ての配備機について、騒音軽減対策や事故防止対策の実施と併せ、地元住民の目線に立った情報提供を強く求めてまいりたい。

との答弁がありました。

これに関連して、

- 米国で発生したF-35Bの接触墜落事故について
- F-35Bの安全性について
- 航空機騒音予測センターの妥当性について

- 機種更新に伴う騒音の影響について
- 機種更新に伴い派遣される補完部隊の影響について
- 機種更新に伴う国や米軍への要望事項について
などの発言や要望がありました。

次に、「新たな時代の人づくり推進方針」について、これまで、本委員会でも議論し、指摘等を行ったところである。このたび、素案を公表されたが、山口県の新たな時代に向けた人づくりを、今後どのように推進していくのか。
との質問に対し、

激動の時代の中で「活力みなぎる山口県」を実現するためには、本県の未来を切り拓く人材の育成が重要であると考え、本委員会での指摘も踏まえ、新たな時代の人づくり会議に、教育分野特別専門委員を設置し、幼児教育・保育、特別支援教育などの視点を新たに盛り込んで、素案の取りまとめを行った。

年齢や性別、障害の有無、経済状態等にかかわらず、学びへの意欲を有する子ども・若者にあまねく必要な教育を提供し、各々が最大限の能力を発揮して、志を育み、行動していくよう、公立・私立や施設の種別等による区別なく皆が一体となって人づくりを推進する。

その具体化に当たっては、「取組の視点」に基づき、人づくり全体を体系的かつ中長期的な観点から俯瞰しながら、相互のつながりと実効性のある諸施策を構築し、様々な主体との連携の下、効果的、計画的な実施に取り組んでまいる。

との答弁がありました。

これに関連して、

- 進行管理の所管部署について
発言がありました。

次に、「コロナの時代」に対応するための施策推進方針（案）及び、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進について、新型コロナウイルス感染症は、県の様々な計画や県民生活に影響を及ぼ

しており、今後の施策の進め方を見直す必要がある。

また、これと併せて、デジタル化を推進していく必要があると考えるが、県は、どのように取り組んでいくのか。

との質問に対し、

今、最優先で取り組むべきは、感染症の危機を乗り越えることであり、感染拡大防止と経済活性化の両立に総力を挙げて重点的に取り組む。

同時に、コロナ禍がもたらした社会変革の動きを本県の施策推進に取り込み、県づくりのより大きな成果を目指していく。

また、国において、デジタル庁の創設など、デジタル化の取組が強力かつ一気に進められようとしており、こうした動きに的確に対応しながら、県政の様々な分野にわたるデジタル化を推進していく。

具体的には、デジタル・ガバメントの構築に向けた取組を加速し、質の高い行政サービスの実現を目指すとともに、県が保有するデータのオープン化などを進める。

また、民間におけるDXの取組支援や、その推進基盤となる5Gの整備促進にも積極的に取り組むとともに、民間との連携による全県的な推進拠点を設置するなど、官民を挙げた取組によって、本県におけるDXを強力に進め、これから成長にしっかりとつなげてまいりたい。

との答弁がありました。

これに関連して、

- 地方移住への取組について
- 全県的なDXの推進について
- 脱はんこ等への取組について
- デジタル・ガバメントの推進について
- 行政手続きのオンライン化について
- 行政サービス改革に向けた情報システムの最適化について
- 県庁におけるIT人材の確保・育成について
- 市町や民間のデジタル化の取組への支援について
- YSNの利活用について
- 県庁電子システムの一本化について

などの発言や要望がありました。

次に、「やまぐち産業イノベーション戦略」について、
今年度末で計画期間が満了することから、県は改定に向けてどのように取
り組むのか。

との質問に対し、

将来に向けて、県経済の持続的成長・発展を図るためにには、コロナ禍に
おいても、本県の強みを最大限に生かし、産業力を伸ばしていく必要があ
る。

改定にあたっては、現行の基本的な考え方、方向性を維持するとともに、
新型コロナウイルス感染症を契機としたデジタル化の動きや、サプライチ
ェーンの再構築などの社会変革にしっかり対応し、産業戦略本部全体会合
や関係企業の意見等も踏まえながら、取り組んでまいる。

との答弁がありました。

これに関連して、

- 産業戦略本部全体会合で出された意見について
- 脱炭素化に向けた産業戦略の取組について

などの発言や要望がありました。

このほか、

- コロナ禍に対応した応援給付金について
- ヘルスケア関連産業の創出・育成への取組について
- 「逃げ遅れゼロ」に向けた避難体制づくりについて
- コロナ禍を踏まえた市町の避難所運営と県の支援について
- 県の物品購入等に係る議会への承認手続きについて
- 県内部における物品購入手続きについて
- 内部統制の進め方と見直しについて

などの発言や要望がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。